

第 56 号議案

豊後大野市議会議員及び豊後大野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

豊後大野市議会議員及び豊後大野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会議員及び豊後大野市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会議員及び豊後大野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例（令和6年豊後大野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市議会議員及び豊後大野市長の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選
挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙につい
ては、なお従前の例による。